

募集

大津町任期付職員（幼稚園教諭）募集

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

幼稚園での職務経験者を対象とした任期付職員を募集します。

●職種 幼稚園教諭 1人程度

●職務内容 町内の幼稚園などでの幼児教育およびクラス担任

●任用期間 2年間（6月1日以降の採用を予定）

●勤務・給与など
・勤務 週5日（土、日、祝日を除く）
・給与 18万～21万円程度
※資格や職歴などで決定します。

●申込条件 幼稚園教諭の免許および保育士の資格を持っている人。

●選考方法 論述審査・経歴審査・人物試験を5月下旬頃実施予定（詳しくは後日、応募者に通知予定）。

●申込期限 5月15日（火）まで

●受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝を除く）

●申込方法
募集案内、試験申込用紙は役場総務課、町ホームページに用意しています。試験申込用紙、保育士の資格と幼稚園教諭の免許証の写し、職歴証明書を各1部ずつ、申込期限までに役場総務課に郵送または持参してください。郵送する場合は、表に「大津町任期付職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて簡易書留郵便で郵送してください。

※任期付職員とは、任期を定めて採用される正規職員です。給与などについても任期の定めのない職員と同様に、地方公務員法などの規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務をお願いします。

募集

大津町非常勤職員・臨時職員募集

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
看護師 (地域支え合い推進員)	地域包括支援センター	月～金	8:30～17:00のうち5時間30分	看護師	有※	有	任用期間2年以内 日額 5,730円
学習支援指導員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち5時間45分	学校教諭免許	有	有	任用期間2年以内 日額 9,300円

※社会保険の有無について、相談可。

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち6時間30分	看護師または養護教諭免許	有	有	任用期間6カ月以内(更新有) 日額 6,770円
一般事務	庁舎建設推進課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	—	無	有	任用期間6カ月以内(更新有) 日額 4,350円
一般事務	工業用水道課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	簿記1級	有※	有	任用期間6カ月以内(更新有) 日額 5,200円
幼稚園教諭	大津幼稚園	月～金	8:30～18:00のうち7時間30分	幼稚園教諭	有	有	任用期間6カ月以内(更新有) 日額 8,510円
給食調理員	学校給食センター	月～金	8:30～17:15のうち7時間15分	調理師または実務経験2年以上	有	有	任用期間6カ月以内(更新有) 日額 7,980円

※社会保険の有無について、相談可。

業務補助員(登録制)

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
司書補助員	おおづ図書館	週1日程度	8:30～18:15のうち7時間45分	—	無	無	登録期間平成31年3月31日 日額 6,310円

○募集期限 5月15日(火)まで ○受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)

○申込方法 履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。

○任用開始 6月1日(金)以降 ○その他 申込者については面接を実施する予定です。募集の詳細などは変更になる場合があります。

高額療養

70歳以上の高額療養費制度の見直しについて

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

●8月受診分からの月々の医療費上限額

区分	外来+入院(世帯)	
	現役並み所得者	住民税課税所得690万円以上
	住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <4回目以降は93,000円>
	住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <4回目以降は44,400円>
区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
一般	18,000円 (年間144,000円)	57,600円 <4回目以降は44,400円>

※低所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)は変更ありません。

高額療養費制度の見直しにより、8月受診分から県後期高齢者医療制度および70歳以上の大津町国民健康保険加入者の高額療養費の自己負担限度額が変更になります。

①現役並み所得者(3割負担の人)
外来の自己負担限度額が廃止されます。また、所得区分が細分化され、各区分の自己負担限度額が設けられます。

②一般所得者(住民税が課税されている人の中で1割、2割負担の人)
外来の自己負担限度額が現行の14,000円から18,000円に引き上げられます。

行政相談

行政相談委員が変わります

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112



辞任した黒田傳さん(左から2番目)と新たに委嘱された西村和正さん(左から3番目)

これまで総務大臣の委嘱により行政相談委員を務めていた黒田傳さん(室に代わり、4月1日から西村和正さん(大林)が新たに委嘱されました。

行政相談委員は行政相談委員法に基づき、行政運営の改善などに熱意のある人に委嘱するものです。住民の皆さんが暮らしの中で感じた役所の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、住民と役所のパイプ役となり、その解決・実現のお手伝いをします。相談は無料で秘密は厳守します。

町では定期的に相談所を開設しています。お気軽にお越しください。

●日時 毎月第3木曜日
午前10時～正午

●場所 町民交流施設(オークスプラザ)研修室 ほか

※場所が変更になる場合は広報の「町の相談」のページでお知らせします。

また、行政相談員を辞任した黒田傳さんには総務大臣感謝状が贈呈されました。平成23年4月から7年間にわたり、行政運営に対する苦情や要望を受け付け、その解決に尽力されました。

税

税は必ず納期内に納めましょう

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

●町税納期一覧表

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町民税			1期		2期			3期		4期	
(年金天引きの場合)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収
固定資産税		1期		2期			3期		4期		
軽自動車税		全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
(年金天引きの場合)	1期 仮徴収		2期 仮徴収		3期 仮徴収		4期 本徴収		5期 本徴収		6期 本徴収

納期内に町税を納付しないと督促状や催告状が届きます。さらに、各種機関への調査が行われ、差し押さえなどの処分を受けます。町税の支払いは納期内にお願ひします。

●便利な口座振替
口座振替の手続きは預貯金通帳、通帳使用の印鑑、納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関か役場税務課へお越しください。